

KOREA IPG INFORMATION

issue
038

(特許庁受託事業)

韓国 Intellectual Property Group | 2018.1

発行: 韓国IPG事務局(日本貿易振興機構JETROソウル事務所知財チーム)

電話: 02-3210-0195

電子メール: kos-jetroipr@jetro.go.jp

責任編集: 浜岸広明(ハマギシヒロキ)

編集: 曹恩実(チョウウンシ)、柳忠鉉(リュウチュンヒョ)、朴晟希(パクソンヒ)

INDEX

●韓国IPGの活動

- 第19回韓国IPGセミナー「日本特許庁の国際知財戦略と日系企業の知財の取組み」を開催しました 01
- 【台湾IPG参加レポート】韓国IPG活動を、一層活性化させるヒントをいただきました 04
- 2016年度建議事項の結果報告 05

●IPを知ろう

- IPニュース 06
- 「新・知財最前線は今」 07
- 韓国の電子訴訟について
- 子どもたちの発明教育に力を入れる韓国政府

事務局からのお知らせ

明けましておめでとうございます。平昌オリンピック・パラリンピックも開催間近となりましたが、皆様応援に行かれますか? IPG Informationでは今年もIPG会員の皆様に役立つ情報を発信していきますので、よろしくお祈りします。

NEW 韓国IPGへのメンバー登録 & 韓国IPG事務局

韓国IPGへのメンバー登録は下記URLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。

CAUTION

「韓国IPG・Information」に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

QUIZ 知財トリビア!

2018年1月2日から、第4次産業革命に関するデザインについて優先審査の対象となりました。優先審査を実施すると何か月以内にデザイン登録するかどうかの決定書を受け取ることが可能になるでしょうか?

- ① 2か月
- ② 3か月
- ③ 6か月

※ 回答は5頁の下部に掲載しています。



●韓国IPGの活動

第19回韓国IPGセミナー「日本特許庁の国際知財戦略と日系企業の知財の取組み」を開催しました

韓国IPGでは、2017年10月31日(火曜)にソウル市内のホテルプレジデントにて、第19回韓国IPGセミナーを開催しました。今般のセミナーでは、日韓・日中韓特許庁会合のために来韓された日本特許庁の野仲国際政策課長より、日本特許庁の国際知財戦略についてご講演をいただき、また、日系企業の知財の取組みについて、住友化学のグループ会社である東友ファインケム株式会社の秋吉副社長より、ご講演いただきました。併せて、ジェトロの知財支援についてジェトロ本部の田中知財財産・イノベーション部長より紹介しました。講演後には活発な質疑応答が行われた他、交流会にも多くの方にご参加いただき、活発な意見交換をしていただいたものと存じます。

●日本特許庁の国際知財戦略

— 日本特許庁国際政策課長 野仲松男

審査迅速化の目標を達成し、リソースを他の努力に振り向ける
日本特許庁は2004年に出願から最初の通知までの期間(FA)を当時の30ヶ月近い状況から10年間で11ヶ月に短縮するという大きな目標を立て、実際に実現しました。それまで日本特許庁では審査を早くするために相当のリソースを注いできたのですが、そのリソースを他の努力に振り向ける余力が出てきているところです。ちなみに世界五大特許庁(日米欧中韓、IP5)の協力体制についても、その協力の最大の目標がこれまで審査の迅速化でしたが、目標の達成後は、ユーザーの声をしっかりと聞いて審査を行っていくという、「ユーザー目線」を中心とした協力体制に変わりつつあります。

(表)国際展開における日本特許庁の取組み(全体像)

相手国	取組フェーズ	場・ツールなど		
先進国	制度・運用調和	WIPO(世界的所有権機関)における会合	B+(先進国グループ)会合	日中・日韓などの二国間協力
新興国	審査の迅速化支援		IP5(特許)、TM5(商標)、ID5(意匠)、三極会合、日中韓会合	経済連携(TPP、RCEP、日中韓、日EUなど)
	知財保護・執行体制支援	WIPOを通じた協力(ジャパンファンド)	日アセアン特許庁会合	
途上国	知財制度・体制整備支援			

(出所)発表資料を基にジェットロが作成。

日本特許庁が制度調和の理想形(パッケージ)作りの事務局を担う

日本特許庁の世界最速・最高品質の審査結果を他国に提供していくことで、日本の良い審査結果を活用していただき、日本企業が海外に進出する時に日本の審査結果をもって国際的な権利取得が容易にできる環境を作りたいと思います。そのために制度・運用調和、PPH(特許審査ハイウェイ)などの様々な取組みを行っています。制度調和については、各国の制度が違うと手続きに手間がかかることや、ある国では特許になり、他の国では特許にならないことなどを無くすための制度の統一化を図っていく計画を持っています。ただ、各国はどうしても自国の制度を変えたくないという強い意志が働きます。そのため、とりあえず世界のユーザーの皆様と議論をお預けしてパッケージを作っていただき、それに各国の特許庁が合意して制度を作っていくという進め方になりました。日本特許庁が同作業の事務局を2017年10月から担うこととなりましたので、今後1年間良い結果を出せるために積極的に努める計画です。

日本で特許を取れば、世界各国でも早期に権利取得が可能である

日本の審査結果を他国でも使ってほしいという直接的な取組みとしてPPHがあります。ある国で結果が早く出れば、他の国でも同じ結果を使って早期に同様の審査結果が取れるという使い方であり、近年における国際協力の成功例の一つとされています。日本は米国とPPHを最初にスタートさせた国であるため、世界で最も多くPPHを締結しており、日本特許庁とのPPH実施庁は現在40庁(広域庁を含むため実質72カ国・地域の効果)にまで拡大しています。

新興国・途上国における知財システムの整備支援を行う

新興国の意識も変わっています。知財の保護のみならず、知財の活用

の特許庁としても先進国ばかり見るのではなくて新興国市場もしっかりと目を向けて対応していきたいと考えています。

日本特許庁はアセアン地域、インド、中南米などを中心に特許審査官をはじめとする専門家の海外派遣や受入、審査マニュアルの整理の協力などを行い、日本式の制度や審査実務などの知財システムの浸透、情報化支援を行い、日本企業の皆様がより使いやすい知財制度が世界中に広まるように努めてまいります。

◎ジェットロの知財支援について

- ジェットロ知的財産・イノベーション部長 田中哲也

ジェットロでは、海外ビジネス展開を目指す企業への支援の一環として、様々な知財保護事業を実施しており、本部(東京)および韓国を含めた海外事務所9カ国に知財専任職員を配置しています。なお、主な事業は(1)権利化支援(2)権利保護・侵害対策支援(3)権利活用支援の3本柱となっています。

(表)ジェットロの主な知財支援

① 権利化支援	① 商標先行登録調査・相談の実施	② 外国出願支援	
	中小企業、地域団体商標などを有する団体や組合などを対象とし、1商標を2カ国・地域あるいは2商標を1カ国・地域まで無料で、現地事務所が類似商標まで調査して先行出願対策や出願の手続きなどを報告書でアドバイス。	優れた技術を有し、かつ、その技術などを海外において広く活用しようとする全国の中小企業などに対し、外国出願手数料、代理人費用、翻訳料などの外国出願に要する経費の1/2を助成。(上限1企業当たり300万円、1出願当たり30~150万円)	
② 権利保護・侵害対策支援	① 模倣品対策支援	② 防衛型侵害対策支援	③ 冒認商標無効・取消系争支援
	海外で知財権の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況などの侵害状況調査および一部権利行使にかかる費用の2/3を助成。(上限400万円)	海外での産業財産権に係る紛争に巻き込まれており、防衛型侵害対策を行おうとする中小企業を対象に係争費用の2/3を助成。(上限額500万円)	海外で自社のブランドの商標や地域団体商標を、無関係の第三者から冒認出願された中小企業を対象に、相手方の出願や権利を取り消すことを目的に自ら提起する係争活動の2/3を助成。(上限額500万円)
③ 権利活用支援	① 地域団体商標の海外展開支援		
	地域ブランドの海外における確立を通じた地域団体参加企業などのビジネス拡大のため、海外向けブランディング専門家によるハンズオン支援および商品・サービスの現地プロモーション、マッチング、商標権利活用までの支援を実施。		

その他にも知財保護に関わる様々な支援サービスや情報発信を行っており、詳細については、知財に関するウェブサイト(<https://www.>

jetro.go.jp/themetop/ip/)をご参照ください。

◎東友ファインケムの知財力強化の取組みについて

- 東友ファインケム副社長 秋吉芳朗

東友ファインケムの企業紹介

住友化学グループの会社として1991年に設立され、韓国国内で生産・研究開発・販売活動をしています。京畿道の平澤地区に本社を置き、同地区では液晶ディスプレイの主要部材である偏光フィルムやカラーフィルタなどを生産し、また、全羅北道の益山地区でも半導体用途のケミカルズや高純度アルミナなどを中心に生産活動を行っています。従業員数(2017年6月末)は2,841名、売上高(2016年度)は2兆1,368億ウォンとなっています。

知財教育を全社員に義務付ける

当社は情報電子化学の事業分野における会社であるため、研究開発した製品の権利確保や新製品が他社などの特許権を侵害しないようにするための特許クリアランスは非常に重要です。また、多くの従業員が研究開発に携わりつつ、新技術で勝負をしているため、知財は非常に重要となります。そこで、当社の知財力強化に向けた2017年重点推進事項をご紹介します。まず、全社の知財認識・力量強化策としては、(1)社内知財教育強化、(2)定期知財ニュースレター発刊が挙げられます。(1) 社内知財教育強化については、これまで希望者、新入社員、一部の営業担当だけを対象にしていたものを、社長以下全員に義務付けました。オンラインとオフラインを並行し、社外の専門家も活用しつつ、知財リスクを反映した事業化可否判断能力強化に知財教育の焦点を当てています。また、(2) 定期知財ニュースレター発刊については、2017年5月から開始したところで、毎月1回、分野別に他社の公開特許紹介、法律の改訂・新規判例情報共有などの内容を盛り込んだニュースレターを出しています。これを通じて競争社の開発方向予測および知財に対する親しみ向上を期待しています。

国内出願の審査請求に格付けを行う

また、強い特許網構築および早期権利化に向けた取り組みとしては、国内出願の案件ごとに格付けを行い、審査請求の時期を決め、また研究員の成果に反映することとしました。詳しく説明すると、これまでは国内出願の審査請求は、年2回の知財実務会で決定していましたが、各出願の案件に対し、他社または自社の実現可能性による審査基準を基に格付けを行い、「ランク5」の場合は、出願と同時に優先審査請求を、「ランク4」の場合は、出願と同時に審査請求を、「ランク3以下」場合は、知財実務会で決定することとし、戦略

的な早期権利化を図りました。また、格付けの評価は、研究員の成果にも反映されます。これまで、研究員に対する評価は「量」を重視していたことから「質」で評価するという仕組みに変えたのです。

グループ社間の協力を通じた新たな取組み

2017年には知財システム・体制の整備・標準化・知財意識強化のために住友化学の知財部の指導協力を得て新たに知財力強化プロジェクトに取り組みました。まずは、住友化学との知財業務フローの比較と過去の業務とをレビューして様々な課題を抽出し、その解決に向けたアクションプランを策定しました。そのアクションプランをいくつかご紹介すると、まず、知財レベル向上のために知財担当者を住友化学で教育を受けさせ、実務会議にもオブザーバー参加させ勉強してもらいました。外部の法律事務所を有効に活用するという観点から当社の技術を深く理解してくれる専任事務所を分野ごとに育成することにも積極的に努めることに着手しました。

また、これまで事業主体の事業部の特許クリアランスに対する関与が薄かったという反省がありましたので、事業部の関与と責任感を強化すべく、事業部ごとに課長以上の知財担当者を選定するとともに、特許クリアランスに参加させて個別教育も実施することとしました。最後に住友化学グループではアジアにおける情報部門のグループ社間で、知財の戦略や全般的な情報共有のために半期1回ごとにグローバル知財会を開催するなど、グローバル知財協力体制も強化しておりますが、当社も中心的役割を果たせるよう頑張っております。

◎韓国IPGの活動とSJC建議事項について

- ジェトロソウル副所長 浜岸広明

韓国IPGと韓国知財ネットワークが統合することに

韓国IPGは、在韓日系企業による知財に関する情報交換グループとして2010年に立ち上げられました。会員は、在韓日系企業・団体もしくは個人などとなっており、会員数は87社136名となっています。一方、在韓日系企業の日本本社や韓国でビジネス開始の予定のある日本国内の日本企業・団体もしくは個人などは、ジェトロ本部が管理・運営する「韓国知財ネットワーク」の会員となっており、その会員数は107社159名となっています。2017年11月に韓国IPGと韓国知財ネットワークが統合することとなったため、今後は在韓日系企業と日本内の日本企業が共に韓国IPGの活動をしていきます。

韓国IPGの主な活動について

韓国IPGではまず、模倣品対策として、税関職員向け真贋判定セミナーを行っています。韓国貿易関連知識財産保護協会(TIPA)の協力の

下、同セミナーで韓国IPGの日系企業の方にご講演をいただいています。2017年は5回の参加実績があり、参加企業によると、税関からの鑑定依頼が増加し、結果、模倣品の通関差止めの増加に繋がっているそうです。その他の模倣品対策としては、韓国消費者向け、日系企業製品の模倣品購入防止パンフレットの製作や旅行者向けサイトへの広告掲載による日本人旅行者向けニセモノ撲滅キャンペーンを行っています。

また、IPGセミナーを年2回開催するとともに、年4回IPGインフォメーションを制作しており、日系企業の韓国人職員の方々の啓蒙のために韓国語でも制作をしています。また、1998年からSJC(ソウルジャパンクラブ)が毎年、日系企業の様々な建議事項を韓国政府に提出しており、韓国IPGはSJCの知財委員会と連携して知財分野に関する建議事項をまとめて提出しています(*詳細は5頁参照)。

ジェトロソウルの支援について

韓国IPG事務局を担っているジェトロソウル知財チームは、主に (1) 調査報告・マニュアル作成、(2)知財相談、(3)知財情報発信を行っています。

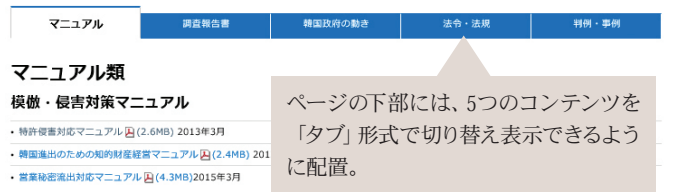
(1) 調査報告・マニュアル作成については、「韓国デザイン登録制度動向調査」、「韓国における知的財産の仲裁・調停の現況仲裁調停の現況に関する調査」などの調査報告書や「サムスン開放特許及び韓国主要技術の特許動向調査報告書」、「模倣対策マニュアル」などのマニュアルを、毎年テーマを変えて作成しています。

(2)知財相談の支援については、在韓日系企業や韓国に進出を予定している日系企業を対象に知財に関連する法律や模倣品、営業秘密流出などの各種相談を対面、電話、電子メールなどで対応しています。必要に応じて、ジェトロソウルが契約している法律事務所の専門家による個人法律相談を1社当たり1時間程度で、無料で提供しています。

(3)知財情報発信については、韓国知財ニュースをデイリーベースで翻訳してジェトロ韓国知財ウェブサイト(https://www.jetro.go.jp/korea-ip)で掲載し、また、それをまとめて毎月2回メールマガジンをお送りしています。また、その他にも知財判例データベースや各種統計情報、法令を仮訳して情報提供しています(*イメージは右欄図を参照)。

ウェブサイトですが、これまではジェトロソウル知財チームの独自ドメインで運営するウェブサイトがありました。ジェトロ本部と統合されることとなりました。従来のウェブサイトを今年度中は残しますが、新しい情報は統合されたジェトロ本部内のジェトロ韓国知財ウェブサイトにだけ掲載する予定です。🇰🇷

ジェトロ韓国知財ウェブサイトご紹介 (https://www.jetro.go.jp/korea-ip)



◎台湾IPG参加レポート

韓国IPG活動を、一層活性化させるヒントをいただきました。



◎韓国IPG活動や韓国の知財状況などについて講演を行いました。

韓国と台湾とは共に日本に近接していることから多くの日系企業が進出しており、日本からの特許出願件数が外国からの出願のうち第1位となっているなど、日本の影響を多く受けています。

このことから、韓国IPGと台湾IPGは、現地の日系企業に対する知財支援策やIPGの運営体制に関する情報交換を有意義なものとして行っています。そこで、2017年12月14日に台湾の台北市日本工商会で開催された「第35回知財戦略グループ会議」にてジェトロソウルの浜

岸副所長が台湾IPGの会員企業を対象に「韓国IPG活動や模倣品の傾向と対策、知財状況について」というテーマで講演を行いました。講演後には質疑応答が活発に行われ、特に韓国のデザイン出願件数が日本と台湾に比べて著しく多いことに関心を寄せられました。

◎台湾IPGでは、企業主体のグループ会議やプロジェクトチームが運営されている。

台湾IPGは、台北市日本工商会を母体として2006年に設立され、知財に関係の深い11部会より選出された委員による「知的財産委員会」のほか、知財への問題意識を有する企業により、台湾知財に関する検討、情報共有を実施する「戦略グループ」、「コンテンツグループ」および「プロジェクトチーム」から構成され、これらの運営を日本台湾交流協会が支援しています。台湾IPGの主な活動内容としては、知財有識者が講演を行う「知的財産勉強会」を年4～5回開催するとともに、「知財戦略グループ会議」、「コンテンツグループ会議」および「プロジェクトチーム会議」を不定期に開催しています。特にプロジェクトチームでは知財問題に関するテーマの研究を行い、その成果は刊行物として還元しており、2017年のテーマは「台湾での職務規定における知的財産の取扱いについて」でした。また取締り当局への協力として、税関・警察職員に対する真贋鑑定研修会の開催や、日系企業の台湾での登録商標をまとめた商標権利集の作成を行っています。

台湾IPGの顧問をされている日本台湾交流協会の福村主任は、「IPG活動は日系企業の積極的な参加・協力が重要である」と述べました。それに加えて「在台湾の日系企業を年20社以上訪問し、知財に関する現状や企業の悩みについて意見交換を行っている」とし、「実際に企業を訪問してみると、意外に知財の悩みを抱えている企業様が多いことに驚く」と述べました。韓国IPGにおいても、本年は企業様の現状を把握するために企業訪問を積極的に行い、それを踏まえて韓国IPG活動の活性化に取り組んで参りたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。IPG



知財トリビアの回答

正解は①2ヶ月です。通常のデザイン審査には出願後5か月以上の期間がかかりますが、優先審査を実施すると2ヶ月以内となります。

(出典：韓国特許庁2018年1月2日付け報道資料)

2016年度建議事項の結果報告

韓国IPGでは、ソウルジャパンクラブ (SJC) が毎年行っている韓国政府へのあい路事項をまとめた建議事項のうち、知的財産権分野に関する協力を行っております。2016年度は、知的財産権分野に関する建議事項として10項目の要望を韓国政府に提出しておりましたが、去る10月23日に回答を得ることができましたので、ここにご報告いたします。

2016年度知的財産権分野の建議項目

#	カテゴリ	建議内容	新規/継続別	韓国政府回答	(参考) 2015年韓国政府回答
1	①	無効審判・訴訟時における理由及び証拠補充の制限	継続	長期検討	長期検討
2	②	輸出に対する権利行使の可能化	継続	長期検討	長期検討
3	②	特許法によるコンピュータプログラム自体の保護	継続	長期検討	長期検討
4	②	間接侵害規定の拡充	継続	長期検討	長期検討
5	③	外国語出願の認容	新規	長期検討	—
6	③	特許出願における拒絶理由通知の応答期間/拒絶決定に対する不服申立期間の延長	継続	長期検討	長期検討
7	④	特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算、補完期間等算入	継続 (一部新規)	受入困難	受入困難
8	④	延長された特許権の効力範囲の適正化及びIMDの廃止	継続	受入困難	受入困難
9	④	医薬品許可特許連携制度 (Patent Linkage)の問題点	継続	受入困難	受入困難
10	④	特許権存続期間の延長規定の再検討	継続	受入困難	—

【カテゴリ】①知財権の権利行使、②知財権保護の強化、③特許庁の審査・審判、④保健・衛生

今回重点項目として建議した案件は、上記表の#5「外国語出願の認容」および #7「特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算、補完期間等算入」です。#5については現在は外国語としては英語のみ認められているところ、言語の拡大は適正な審査処理件数や審査品質の向上などを達成した後、長期的に検討する必要があるとの回答がありました。#7については受入困難との回答でしたが韓国特許庁では近く「特許権の存続期間延長制度に関する研究報告書」を公表予定とのことで (2017年12月14日付け韓国特許庁報道資料)、報告書の内容について注目したいと思います。

詳しい建議事項の内容、韓国政府の回答については、以下のホームページから入手できますので、ご参照ください。IPG

ソウルジャパンクラブ、SJC資料室

<http://www.sjchp.co.kr/whats/whats4.php>



KOREA IP NEWS

※ジェトロ韓国知財のウェブサイト毎日発信されている知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

①韓国関税庁が商標権者、個人輸入者などに知的財産権侵害の被害を呼び掛ける | 韓国関税庁(2017.9.4)

韓国関税庁が発刊した「2016年知的財産権侵害の取締り年間報告書」によると、商標権者、個人輸入者、玩具文具類の輸入者は知財権侵害の被害について特に留意する必要があることが明らかになった。

2016年に関税庁が摘発した知財権侵害物品9,853件のうち、権利類型基準では商標権(9,422件)がほとんどを占め、特許権などその他の知財権(250件)、著作権(181件)の順であった。通関形態で見ると、重量基準では管理対象荷物と一般荷物で摘発件数が多かったが、件数基準ではほとんど(97%)は郵便物(5,900件)と特送荷物(3,646件)で摘発されたことが明らかになった。郵便物による少量物品や特送荷物による海外からの個人輸入品の場合は知財権侵害物品の被害に注意しなければならない。品目別で見ると、玩具文具類(24.8%)、衣類および織物(14.5%)、かばん類(11.9%)の摘発割合が高くなっており、伸び率は運動器具類(266%)、身辺雑貨(243%)、家電製品(239%)の順であった。

国家別では2年連続で中国(8,607件、87.4%)からの輸入品による知財権侵害物品が最も多く、次いで香港(957件、9.7%)が多くなっている。そのため、中国と香港から物品を輸入する時に価格、販売者情報などについてきめ細かな確認を行わなければならない。

②特許庁、ベンツ・BMWなどの偽造自動車ホイール販売組織を検挙

韓国特許庁(2017.9.19)

韓国特許庁の商標権特別司法警察は、ベンツ・BMW・アウディなど高級外国製自動車の偽造ホイールを国内に持ち込んで流通・販売を行ったキム氏(55)ら2人を商標法違反の疑いで拘束したと19日に明らかにした。また、キム氏などに偽造自動車ホイールを大量購入し、市中に流通させたイ氏(54)ら販売業者6人は書類送検した。

商標権特別司法警察によると、流通販売者であるキム氏は2015年2月から2016年11月まで大邱で自動車部品販売店を運営し、偽造ベンツ自動車ホイールなど約8,300点(110億ウォン相当)を保管し、流通させた疑いが持たれている。また、他の流通販売者パク氏(55)は2014年

3月から2017年5月まで京畿道高陽市で自動車部品販売店を運営し、偽造ベンツ自動車ホイールなど約2万4,000点(200億ウォン相当)を保管し、流通させた疑いが持たれている。キム氏とパク氏は、自動車のホイール、タイヤなどの部品専門店を約20年間余り運営し、確保した全国500カ所余りの自動車整備業者などを流通・販売網として活用していたことが分かった。


③デザイン創作者の権利保護が強化される | 韓国特許庁(2017.9.22)

韓国特許庁は、デザインが刊行物やインターネットなどで公知された後に出願できる期間(新規性喪失例外期間)を大幅に拡大(6カ月から12カ月に)し、海外へのデザイン出願時に提出する優先権証明書類も書面ではなく電子的に提出できるようにする、デザイン保護法の改正案が9月22日から施行されると発表した。

これまでデザイン創作者がデザインの公知や公開に気付かず、新規性喪失例外期間である6カ月を見逃すケースが多かった。また、中小企業でもデザインを公開した後、市場の反応を見ながら製品の量産を決めるには6カ月は短すぎるという意見があった。公開後6カ月という短い期間が経過したという理由で、多くの時間や費用を費やして作られたデザインが権利を認めてもらえない事例をなくすためにデザイン保護法を改正し、期間を先進国レベルである12カ月に延長し、主張時期も従来は審査官が拒絶理由を通知する時だけにできたが、登録可否が決定される前までにはいつでも出願人が自由に主張できるようにした。

④特許庁、中小・ベンチャー・スタートアップのアイデアを侵害する不正競争行為に是正勧告 | 韓国特許庁(2017.12.5)

今後、中小・ベンチャー、スタートアップなど、社会的弱者のアイデアを侵害する不正競争行為(商品形態および営業外観を模倣)に対し、製品生産および販売中止を含む是正勧告など、強力な措置が施行される。

韓国特許庁はアイデアへのただ乗りを遮断するために、このような内容を盛り込んだ不正競争防止法を改正し、施行(17年7月)した。また、商品形態模倣行為によるスタートアップ、中小企業などの被害を予防するための調査担当人材も増やす計画である。担当人材3人を補充(18年3月)し、形態模倣申告件数および業界の現状を考慮してさらに増員する予定である。また、商品形態模倣行為が多い食品・衣類など、特定の産業分野に対する企画および職権調査を進めるだけでなく、商品形態模倣行為申告センター(18年1月)の運営も本格化し、不正競争行為による被害を受けた企業を救済する見通しである。 

韓国の電子訴訟について



外国企業が他国の裁判所で訴訟を進めることは容易ではない。多くの時間や費用がかかる上、手続きも複雑である。訴状を出した後、数多くの書類を作成し、郵送あるいは直接訪問して提出する必要があるが、言語の障壁などにより、一般的に訴訟結果を予測することは非常に難しい。しかし、韓国裁判所では他国とは異なり、電子訴訟を行っており、紙の書類ではなく、裁判所が運営する電子訴訟システムにアクセスして提訴し、訴訟手続きを進める裁判方式を採用している。そこで、韓国に進出している外国企業が紛争に直面した時、電子訴訟について詳しく知っていれば、心配や時間、費用を減らすことができる。今号では韓国裁判所で施行している電子訴訟制度の概要と外国企業が知っておくためになる情報をまとめて紹介したい。

1. 電子訴訟の導入沿革

韓国裁判所が電子訴訟を始めて導入したのは、2010年4月である。当時、特許法院に提起された事件を対象に、初めての電子訴訟サービスを開始した。その後、11年5月には民事翻案事件へ電子訴訟を拡大し、13年1月には家事訴訟および行政事件、13年9月には保全処分、14年4月には回生・破産事件、15年には市郡裁判所事件、15年3月には民事執行および非訴事件に至るまで、電子訴訟を拡大するなど、刑事訴訟を除くほぼ全ての事件に電子訴訟を導入した。

こうして数年前から韓国裁判所は、世界的に最も優秀な電子訴訟システムを構築し、裁判の能率と国民の司法府への信頼度を画期的に高めた。このように韓国裁判所は果敢な情報化を進めることで予算投入に比べて、国民の満足度を最大限に引き上げ、透明性や迅速性、清廉性など、あらゆる分野で経済協力開発機構（OECD）のうち司法府信頼度で1～2位となっている。

2. 電子訴訟の長所

韓国裁判所の電子訴訟は、ペーパーレス訴訟を通じて社会経済的費用を画期的に抑えることを目指している。電子訴訟の長所としては4つ挙げられる。

第1に、非常に迅速である。インターネット（オンライン）経由で事件処理や電子文書を送ることで時間を短縮し、裁判期日をより早く指定することができる。第2に、当事者や弁護士にとって極めて便利な制度である。裁判所を訪問することなく、ネットで訴訟書類を提出ことができ、記録閲覧、コピー手続きも簡単だ。第3に、訴訟中の情報をネットで共有することで裁判手続きが透明になり、手続きの公正性に信頼をおける。第4に、裁判所に提出した書類や個人情報先端技術で保護されるため、書類の紛失や外部流出の心配がない。

3. 電子訴訟の準備

電子訴訟を準備するにはまず、最高裁判所の電子訴訟サイトに加入する必要がある。会員登録の手続きはオンラインで本人の身分を確認した後、会員情報を入力すれば、直ちに電子訴訟のユーザーに登録できる。

実際、電子訴訟を利用するには、ユーザーの実名確認と裁判所に提出する電子文書に電子署名をするための公認認証書が欠かせない。電子文書に公認認証書を使うのは、ネットでの実名確認、提出書類の偽造・改ざん防止、取引事実の否定防止などの効果を得られるためである。

公認認証書とは、電子署名の生成と実名確認のために利用された情報が、該当の加入者にだけ属しているという事実などを確認し、これを証明する電子的情報として公認認証機関が発行した認証書のことを指す。

公認認証書には、加入者名、加入者の電子署名の検証情報、電子署名方式、公認認証書の一連番号、公認認証書の有効期間、発給機関名などがインプットされている。

4. 電子訴訟の使い方

一般の訴訟事件は全て電子訴訟で進めることができ、電子訴訟ホームページの「電子訴訟事件登録」を通じて利用可能である。しかし、電子訴訟と言っても公判中心主義および口頭弁論主義の例外にはならないため、弁論期日の運営や証拠調査など一般的な訴訟手続きは従来の民事、特許訴訟の手続きと同様に進められる。家庭や事務所でネットを通じて直接、訴状や証拠など訴訟書類を提出することができ、相手が訴訟書類を提出した場合は、電子郵便と携帯電話のショートメールで書類が提出されたという事実の通知を受け取って直ちに大韓民国裁判所電子訴訟ホームページにアクセスして確認できる。自分の事件の進捗（しんちよく）状況をリアルタイムで確認でき、自分のパソコンで記録閲覧や発給もできる。電子訴訟に同意した当事者および代理人は該当事件の訴訟記録をいつでもオンライン上で閲覧やプリントアウトすることができる。進行中の事件について大韓民国裁判所電子訴訟ホームページで閲覧する際、手数料はかからない。

5. 最後に

このように7年前、韓国特許法院に初めて導入された電子訴訟システムは、ITやバイオ関連特許紛争時における裁判手続きの公正性や透明性、判決の予測可能性の向上に大きな貢献をしてきた。

現在、民事訴訟の8割以上はペーパーレス電子訴訟が占めている。特に、事案が複雑で重大な企業間による紛争事件は、ほぼ100%電子訴訟で行われており、韓国裁判所の最大の特徴・長所として定着している。そこで、外国企業が韓国の法廷で訴訟を進める場合は、提訴する前に該当事件の電子訴訟の手続きについて事前に調べて、対応の負担を減らしてはどうだろうか。IPG



<解説者> 弁護士 鄭陳燮 (チョン・ジンソプ)

・法律事務所SOUL代表弁護士、弁理士、法学博士、前慶熙大学校法大教授、大韓仲裁人協会知識文化産業フォーラム委員として活動中

(監修: 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ソウル事務所副所長 浜岸広明)



File No.109

子どもたちの発明教育に力を入れる韓国政府 — 発明教育法の施行 —



韓国政府は、発明教育を国家レベルで体系的に支援し、幼稚園・小中高校教育に反映する「発明教育の活性化および支援に関する法律（以下、「発明教育法」）および同施行令を2017年9月15日に施行しました。韓国政府はこれまでも各地域に発明教育センターを設置するなど、発明教育に力を入れてきましたが、今回の法制化により発明教育をさらに活性化し、将来を担う子どもたちの創造性の育成を強化しようとしています。本稿では、今般施行された発明教育法の概要について、ご紹介します。

1. 発明教育法の目的

発明教育の目的は、単なる暗記型教育ではなく、さまざまな知識を有機的に融合・複合する創造的な思考力を育てることにあります。これまで発明活動を促進するための「発明振興法」がありましたが、発明教育を支援するための具体的な内容が十分とはいえませんでした。今般施行された「発明教育法」により、幼稚園・小中高校の教育課程に発明教育を反映し、発明教育を国家レベルで体系的に支援することで、国民の発明知識、探究能力および創造力を育て、国家と社会の発展に資することを目的としています。

2. 発明教育基本計画・施行計画の策定(第4条)

韓国特許庁の庁長は、教育部など関係中央行政機関と協議した上で、発明教育基本計画を5年ごとに策定することとしました。この基本計画には、(1) 発明教育の基本目標と推進方向、(2) 発明教育に関わる各機関の協調に関する事項、(3) 発明教育専門人材の体系的育成および支援策、(4) 発明教育の内容に関する研究・開発および普及、(5) 発明教育に必要な施設および設備の拡充・管理に対する支援などが含まれています。特許庁長および各地域の教育監は、この基本計画の内容と各地域の教育環境を考慮して、年度別の発明教育施行計画を策定・施行することになります。

最初に策定される発明教育基本計画は2017年12月31日までに、また施行計画は18年3月1日までに策定することとしています。

3. 発明教育に関する情報体系の構築・運営(第6条)

発明教育に関する情報や資料などを国民に効率的に伝え、発明教育の活性化に必要な政策を効率的に策定・施行するために、特許庁長は、発明教育に関する情報体系を構築・運営することとしています。

4. 児童・生徒による発明活動の促進(第7条)

国および地方自治体は、発明教育の教育課程などの研究開発および普及に

対する支援、発明について優秀な才能を持つ児童・生徒の発掘および育成に対する支援、発明教育に必要な施設などの拡充・管理に対する支援、発明教育に関わる部活動・展示会・発表会など、発明教育活動および行事に対する支援など、児童・生徒向けの発明教育を活性化させるため事業を実施できるものとしています。

5. 教員に対する研究機会の提供(第9条)

国および地方自治体は、発明教育に対する教員の専門性強化および発明教育専門教員の育成のために研修と再教育の機会を提供できることとしています。


6. 発明教育センターの設置・運営(第10条)

韓国特許庁と市・道教育庁などが共同で設置・運営し、児童・生徒向け発明教育の実施を行っている発明教育センター（全国199箇所）の設置・運営、発明教師の研修、教育実績資料の作成・管理などの関連規定について再整備しました。これにより、各学校における発明教育が体系的に運営・管理されることとなります。

7. 発明教育開発院の指定・運営(第11条)

発明教育センターの運営支援など、発明教育を効率的に研究開発および支援するため、発明教育開発院の指定要件を規定しました。発明教育開発院は発明教育課程などの体系的な研究と、教諭の専門性向上にかかわる業務を行うこととなります。

8. 産業財産権の専門人材育成支援(第12条)

学校の教育課程に産業財産権を反映したり、産業財産権に関わる学科の設置・運営を支援したりすること、さらに産業財産権の研究所を大学などに設置することの奨励について定められています。今般の発明教育法の施行により、国家全体としての発明教育の位置づけや方向性が明確になるとともに、発明教育センターなどの運営について予算を配分するなど、政府として必要な支援を行っていくための法的な裏付けが出来たと言えます。なお、発明教育法および施行令の仮訳を弊所ホームページ(<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>)に掲載しておりますので、是非ご覧ください。 



日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所

副所長 浜岸 広明（特許庁出向者）

98年特許庁入庁。情報処理分野の審査官・審判官、国際課課長補佐、審判課課長補佐、知的財産活用企画調整官などを経て、17年6月より現職。